

定 款

一般社団法人中性脂肪学会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中性脂肪学会と称し、英文では **Society for Triglyceride Biology and Medicine** と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市平野区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、国内外における中性脂肪学に関する学理及びその応用についての研究・発表、知識の交換、生涯学習の支援・奨励、並びに関連学術団体・関連法人との連携及びその強化、産学連携等による医療技術・製品等の開発・改良への協力・支援及びこれらに関連する事業により、中性脂肪学の進歩を図り、もって、学術の発展、医学・医療の質の向上、及び人類の健康・福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術講演会の主催・共催
 - (2) 学会誌、学術図書等の発刊・発行
 - (3) 研究及び調査の実施
 - (4) 研究の奨励及び研究実績の表彰
 - (5) 生涯学習活動の推進
 - (6) 関連団体等との情報共有及び協力
 - (7) 各種事業体との連携
 - (8) 国際的な研究協力体制の整備・運営・強化
 - (9) 国内外の医療の支援・啓発活動
 - (10) 国内外の患者の治療支援
 - (11) 関連医療技術・関連機器開発の支援
 - (12) 研究結果の製品化・製品改良等の支援
 - (13) 前各号に関連する事業
 - (14) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は収益事業を伴わずに行う。

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人
 - (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- 2 会員は、この法人の組織、運営、管理その他この法人の意思決定及び業務執行に関する権能を有しない。
- 3 学生会員は、学生たる身分を喪失したときは、当然にその地位を失う。ただし、当該学生会員が引き続き個人会員となることを申し出て理事長が認めたときは、個人会員となることができる。

(会員の欠格事由)

第7条 以下のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 未成年者（ただし、学生会員は除く。）
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (3) 自己またはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋及び社会運動等標榜ゴロその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）である者、または反社会的勢力であった者
- (4) 自己またはその役員が反社会的勢力と以下のいずれかの関係にある者
 - ア 反社会的勢力によってその経営を支配される関係
 - イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - エ 上記アないしウに掲げるもののほか、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- (5) その他理事会において定める者

(入会手続)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事長の定める方式により申し出て、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、住所又は氏名若しくは名称その他届け出事項に変更があったときは、速やかにその旨を事務局に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 この法人の運営に必要な費用に充てるため、会員は、理事会が定める入会金及び会費を支払う義務を負う。ただし、学生会員は、入会金及び会費を支払う義務を負わない。

(休会)

第10条 会員は、事務局に書面で申し出ることにより、休会することができる。

- 2 休会中の会員は、会費の支払義務を負わない。
- 3 休会期間は、最長で申出日の属する年度の末から3年間とする。

(退会)

第11条 会員は、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当然にその資格を喪失する。

- (1) 個人会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人会員が解散したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 会員継続の採ることなく休会期間が満了したとき

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 自己またはその役員が反社会的勢力であり、または反社会的勢力であったことが判明したとき
- (4) 自己またはその役員が第7条第4号に該当する者であることが判明したとき
- (5) 自己または第三者を利用して、この法人の社員、役員、職員、会

員、提携先その他の関係者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、虚偽の風説の流布、偽計を用い、不当要求をし、これらの者の名誉や信用を毀損し、またはその業務を妨害したとき

(6) その他正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失時の入会金・会費の取扱い)

第14条 会員が前3条の定めにより会員資格を失った場合、未払の入会金及び会費の支払義務を免れず、納入済みの入会金及び会費は返還しない。

第3章 社員

(社員)

第15条 この法人は、設立時社員及び次条以下の定めるところにより社員となった者（ただし、社員たる地位を喪失した者を除く。）により構成する。

(社員の資格)

第16条 この法人の社員になろうとする者は、第3条の目的に賛同するとともに、第4条各号の事業の全部又は一部を共同で営む意思を有する個人又は法人であって、以下の各号に該当しない者とする。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(3) 第7条第3号又は第4号所定の者

(4) その他理事会において定める者

(入社手続)

第17条 前条に定める社員資格を有する者は、理事長の推薦を受けて社員総会の承認を受けて社員となることができる。

(社員の義務)

第18条 社員は、この法人の経費、この定款及び社員総会決議に定める費用を支払う義務を負う。

(退社)

第19条 社員は、いつでもこの法人に書面により申し出て退社することができる。

2 社員は、前項の場合のほか、以下のいずれかに該当したときは当然に退社となる。

- (1) 個人たる社員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人たる社員が解散したとき
- (3) 全社員が同意したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第20条 社員が以下のいずれかに該当したときは、社員総会の決議により社員を除名することができる。

- (1) 第18条の経費又は費用を負担しないとき
- (2) 本定款その他の規則に違反し、当法人から是正の要求を受けたにもかかわらず、改善されないとき
- (3) 個人たる社員について、成年後見開始の審判、保佐開始の審判、破産手続開始の申立てがあったとき
- (4) 法人たる社員について、解散の決議がなされたとき
- (5) 法人たる社員について、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき
- (6) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (7) 自己またはその役員が反社会的勢力であり、または反社会的勢力であったことが判明したとき
- (8) 自己またはその役員が第7条第4号に該当する者であることが判明したとき
- (9) 自己または第三者を利用して、この法人の社員、役員、職員、会員、提携先その他の関係者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、虚偽の風説の流布、偽計を用い、不当要求をし、これらの者の名誉や信用を毀損し、またはその業務を妨害したとき
- (10) その他前各号に準じる事由があるとき

(払戻の禁止)

第21条 社員は、前2条により社員たる地位を喪失した場合、この法人に対して拠出した財産の有無にかかわらず、払戻を請求することができない。

第4章 社員総会

(構成)

第22条 社員総会は、全社員をもって構成する。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の額
- (4) 事業報告
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 事業計画及び予算並びにその変更
- (7) 社員の負担すべき経費及び費用
- (8) この定款の変更
- (9) この法人の解散
- (10) 解散時の残余財産の帰属
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第24条 定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、理事長が招集したとき
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、理事長に対して社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(社員総会の招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、以下の事項を定める理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとする旨（ただし、書面による議決権行使を認めない

場合は定めることを要しない。)

- (4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨（ただし、同方法による議決権行使を認めない場合は定めることを要しない。）
 - (5) その他法令に定める事項
- 2 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の1週間前までに、社員に対して、前項各号の事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、前項第3号又は同第4号の各方法による議決権行使を認める場合は、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故あるときは副理事長がこれに当たり、副理事長が欠員又は副理事長に事故あるときは、総会において選任する。

(議決権)

第27条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 理事会の決議により第25条第1項第3号又は同第4号の旨を定めた場合、社員は、法令により定める時まで、理事長に議決権行使書面を提出し若しくは同記載事項を電磁的方法により提供して、議決権を行使することができる。
- 3 社員は、この法人の議決権を有する他の社員1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 4 前条の場合、社員又は代理人は、理事長に対し、社員総会の都度、予め代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) この定款の変更

- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(決議事項)

第29条 社員総会における決議事項は、法令で定める事項を除き、あらかじめ招集通知により通知した目的事項のみとする。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第5章 役員

(種別及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上20名以内
- (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、この法人における代表理事とする。
- 3 理事長を補佐する者として2名以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、各理事とその配偶者及び三親等以内の親族である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 前項ただし書に該当する決議がなされたときは、当該決議は無効とする。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。ただし、この法人を代表しない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 法令に定める監査報告を作成すること
 - (4) 不正の行為、法令・定款の違反若しくは著しく不当な事実を発見し、又は理事がこれらの行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これを理事会及び社員総会に出席し意見申述ないし報告すること
 - (5) その他法令に定める職務
- 2 監事は、前項の職務を行うため、次に掲げる権限を行使することができる。
- (1) この法人の理事、使用人又は子法人に対して事業の報告を求めること
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること
 - (3) その他法令に定める権限

(任期等)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 増員のため選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第31条に定める員数に達しないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利を有し、義務を負う。

(欠員補充)

第36条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第37条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の場合の決議要件は第28条第2項の定めるところによる。

(報酬等)

第38条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部から招聘する監事については、社員総会で定める報酬を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第39条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に定めるほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (4) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な職員の選任及び解任
- (8) 社員総会が議決した事項の執行
- (9) 会員の除名
- (10) その他社員総会により定められた事項
- (11) 法令に定める事項

(理事会の種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
2 定時理事会は、3ヶ月に1回開催する。

- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が理事長に対して招集を請求したとき
 - (5) 前号による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の定めにかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは副理事長がこれに当たり、副理事長が欠員又は副理事長に事故あるときは、理事会において選任する。

(決議)

- 第44条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第7章 計算

(管理)

第46条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度は、当法人の設立日から平成30年3月31日までとする。

(事業報告及び計算書類等)

第48条 理事長は、定時社員総会招集にかかる理事会開催日までに、この法人の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、社員総会決議による承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、理事会の決議を経て、社員総会決議による承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 各種附属明細書

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(剰余金分配の禁止)

第51条 この法人は、社員に対し、配当金その他名目の如何を問わず剰余金を分配することができない。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を

経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。ただし、同決議の要件は、第28条第2項に定めるところによる。

(解散)

第54条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。ただし、同決議の要件は、第28条第2項に定めるところによる。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散した時に残余する財産は、社員総会の決議を経て、以下のいずれかに帰属させる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 公益法人認定法5条17号イからトに掲げる法人

第7章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人の事務の処理、理事の業務執行の補助その他の業務遂行のため、この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、職員たる事務局長及びその他必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第8章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て理事

長が定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第60条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住 所
平野 賢一	個人情報のため削除
池田 善彦	個人情報のため削除
財満 信宏	個人情報のため削除
稲葉 亨	個人情報のため削除
山口 知是	個人情報のため削除

(法令の準拠)

第61条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人中性脂肪学会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年5月11日

設立時社員 平野 賢一

設立時社員 池田 善彦

設立時社員 財満 信宏

設立時社員 稲葉 亨

設立時社員 山口 知是